

令和7年度はじめての障がい者雇用支援事業業務委託 業務仕様書

1 目的

令和6年4月の法定雇用率の引上げに伴い、新たに法定雇用率の対象となった企業の法定雇用率達成企業割合（以下「達成割合」という。）は、従来の対象企業の達成割合より低く、全体の達成割合を押し下げている中、令和8年7月には2.7%へ引き上げられるとともに、対象事業主の範囲も更に広がる。

加えて、令和7年4月に障がい者雇用が困難な企業に設定されている除外率が引き下げられることから、今後、県内の達成割合がさらに低下することが懸念されている。

このため、本事業は、企業の障がい者雇用への理解を深め、達成割合の向上を図ることを目的として、はじめて障がい者雇用に取り組む企業などを対象に、専門家を派遣し、障がい者向け業務の切り出しや受入れ環境整備など職域開発の支援を実施する。

また、企業、福祉、特別支援学校など担当者との交流会や障がい者と共に働くカフェの出張販売の受入企業の開拓などを実施する。

2 契約期間

契約日から令和8年3月6日（金）まで

3 業務内容

(1) 相談支援（随時）

障がい者雇用に関する企業からの相談を電話、オンラインまたは電子メール等により随時受け付け、課題解決を支援するとともに、雇用につなげるための情報提供を行う。

(2) 専門家による職域開発

ア 支援内容

（ア）希望する企業に、障がい者雇用の専門家（※）を派遣（各社上限5回）し、業務切り出しや受入れ環境整備などの支援を行う。（現地での支援を基本とする。ただし、派遣先企業からの要望、その他三重県が認める場合は、Web会議システムを利用して実施することも可とする。なお、Web会議システムの利用環境等の確保は、受託者の責任において実施し、必要に応じて、メールや電話等によるフォローを実施する。）

（イ）就労を希望する障がい者の実習や委託訓練の実施を支援する。

※「障がい者雇用の専門家」とは、障がい者の就労支援事業所での勤務や、企業で障がい者雇用の人事労務経験があるなど、障がい者雇用に関して相当程度のノウハウや実務経験を有し、かつ企業への就労につなげた支援実績のある者（社会福祉士や社会保険労務士、キャリアコンサルタントなどの有資格者であることが望ましい。）とする。

イ 派遣対象企業

対象企業は、常用雇用労働者数が40.0人以上の県内企業（以下「企業」という。）とする。なお、常用雇用労働者数が40.0人未満の企業であっても、障がい者雇用に意欲のある企業は本事業の対象とする。

次の企業は特に優先的に対象とする。

(ア) 令和7年4月から除外率が引き下げとなるなど、はじめて障がい者雇用に取り組む企業

(イ) 法定雇用率の対象企業で、雇用障がい者数が0人である企業

(ウ) 法定雇用率の対象企業で、雇用障がい者数が不足している企業

※ 法定雇用率の対象企業（令和6年6月1日及び令和7年6月1日時点）リストは、契約締結後に三重県から受託者へ提供する。

除外率対象企業については、入手したリストから産業分類により対象企業を絞りこむこと。

また、当事業は地域活性化雇用創造プロジェクトの一部として実施することから、良質な雇用（※）の創出のため、上記（ア）～（ウ）の企業の中で平均給与の高い業種（製造業、建設業等）への訪問を積極的に行うこと。

※ 良質な雇用とは、就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が224,200円以上（非正規雇用労働者の場合は、上記基準額に（当該非正規雇用労働者の週所定労働時間／同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間）をかけたものとする。）等の要件を満たしたものである。

(3) 交流会の開催

企業と就労支援機関、特別支援学校との担当者等の交流会を開催する。

ア 開催内容

障がい者雇用の事例等を紹介するセミナーを実施し、各テーマに基づいてグループディスカッションを行う。

テーマについては、三重県と相談すること。

イ 開催方法

北勢地域、中勢・伊賀地域、南勢・東紀州地域（※）で8月頃に各1回開催

※ 北勢地域とは、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町の5市5町とする。

中勢・伊賀地域とは、津市、松阪市、伊賀市、名張市、多気町、明和町、大台町4市3町の2市とする。

南勢・東紀州地域とは、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の5市7町とする。

ウ 業務内容

(ア) 交流会の名称

交流会の名称は、【令和7年度 三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会】とする。

(イ) 打合せ

・昨年度の資料を参考に、交流会の企画案を作成すること。

（昨年度の資料は、契約締結後に三重県から提供する。）

・三重県及び三重県経営者協会と打合せを行うこと。

なお、打合せの日時は障がい者雇用・就労促進課において設定し、県庁内で3回程度とする。

(ウ) 参加企業等の募集

・上記（イ）の打合せに基づき、募集チラシを作成すること。

・募集は、県担当者と打合せの上、6月中旬を目安に開始する。

・特別支援学校およびハローワークへは、三重県から別途案内する。

- ・県内の障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等と連携して参加企業等を募集すること。

(エ) 会場の確保

各地域において、交通アクセスが良好等利便性の高い会場を確保する。

(オ) 当日進行

- ・全体の司会者及びグループディスカッションのファシリテーターを必要人数用意すること。

(4) 障がい者と共に働くカフェなどの出張販売受入企業の開拓

従業員の障がい者雇用への理解促進を図るため、企業への専門家派遣に付随して、次のア及びイの業務を行うこととする。

- ア 障がい者と共に働くカフェなどが出張販売することを訪問企業に提案し、許可を得る。
- イ 許可が得られた場合、出張販売許可報告書により三重県障がい者雇用推進コーディネーターあて報告する。

(5) 三重県の事業への協力

- ・三重県が6月（予定）に開催する「障害者雇用状況報告（ロクイチ報告）勉強会」において、事業内容について説明する。
- ・三重県が9月～10月（予定）に開催する「企業説明会（仮称）」の受託企業と連携し、参加の促進や出展内容の支援を行うこと。

(6) その他付随業務

上記(1)から(5)の業務を実施するにあたり、必要に応じてハローワークなど関係機関と情報共有を行うこと。また、三重県と打合せを行った場合は、打合せ記録（日時、場所、出席者、打合せ内容を記録する。様式は任意とする。）を作成する。

4 業務スケジュール

業務スケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールを変更する場合は、事前に三重県と協議するものとする。

実施内容			参考
月	企業支援等	交流会	
4月			
5月	契約／広報資料作成		
6月	広報	広報	・障害者雇用状況報告（ロクイチ報告）勉強会
7月	・専門家による職域開発などの支援 ・相談支援（随時） ・出張販売許可の確認		
8月		交流会開催	
9月			障害者雇用支援月間企業説明会実施
10月			・県内ハローワークで、障害者就職面接会開催 ・令和7年6月1日時点の法定雇用率対象企業公表
11月			
12月			
1月			

2 月			
3 月	事業完了報告		

5 広報

本事業の内容等について、5 月中に資料を作成し、6 月上旬までに広報を開始する。広報資料については、企画提案コンペ時に提出した広報（案）を基に、打合せの上、決定することとする。

対象企業に郵送等するとともに、事業についてホームページ等により広く周知すること。

また、チラシには、「厚生労働省採択事業 令和 7 年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト」である旨を記載すること。

6 提出書類

次の書類を提出すること。

ア 企業等支援報告書（第 1 号様式）

契約日以降、企業支援（相談を含む。）を行った日が属する月の翌月 10 日までに、パスワード設定した電子データで提出すること。また、前記(6)の打ち合わせを行った場合は、その記録を三重県にパスワード設定した電子ファイルで提出すること。

また、3 月に支援を行った場合は、業務完了日までに提出すること。

イ 出張販売許可報告書（第 2 号様式）

専門家派遣等を実施した日が属する月の翌月 10 日までに、パスワード設定した電子データで提出すること。

また、3 月に支援を行った場合は、業務完了日までに提出すること。

ウ 業務完了報告書（第 3 号様式）

業務完了後、所要経費の根拠資料を添付して、業務完了報告書（第 3 号様式）を速やかに 1 部提出する。

7 成果指標

(1) 上記 3 (1) (2) の支援を行った企業のうちハローワークへ障がい者専用求人票を提出した件数

10 社以上（※求人票提出後も雇用状況の確認及び適宜支援を行うこと。）

(2) 上記 3 (3) 交流会参加者数

のべ 60 名以上（各回に最低 15 名の参加者を要す）

8 受託上の留意点

(1) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うこと。

(3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。

(4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年

度の終了後 6 年間の保存が必要である。

- (5) メール誤送信等による個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定める様式により速やかに三重県へ報告すること。
- (6) 本業務は、三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為または事象が発生した場合、そのようなおそれがある場合は、三重県に報告を行い、三重県の指示のもと速やかに対応すること。なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。
- (7) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (8) 事業の実施にあたっては、契約後、三重県から別途提示する「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守すること。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

10 委託料の支払方法、時期

- (1) 委託料の支払は、原則、履行確認の通知が行われた後に請求することができる。ただし、三重県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。
なお、上記 7 の成果指標を達成できない場合は、協議により委託料の減額を行う場合がある。
- (2) 委託業務の実施に要した経費について、具体的な内訳が分かる書類及び支出を証する書類を添付すること。
- (3) 飲食に係る経費、及び事業に参加する企業等に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。

11 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、三重県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

12 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

13 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班

電話番号 059-224-2510 FAX 番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp

担当 西山、井口

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受託者

企業等支援報告書（ 月分）の提出について

令和 年 月 日付で受託した令和7年度はじめての障がい者雇用支援事業
業務委託について、下記のとおり企業等へ訪問を行いましたので報告します。

記

訪問企業 社
(訪問内容は別添「企業等支援記録表」のとおり。)

事務担当者
受託者所属
担当者名
電話 メールアドレス

第 1 号様式の 3

【 企業等支援記録票 】		受付番号	
企業等名称		業種	
住所			
担当者		電話番号	
メールアドレス			
訪問日	令和 年 月 日 ()	訪問者	
障がい者雇用の状況 1 現在雇用している障がい者数 人 2 常用労働者数 人 3 令和 6 (又は 7) 年 6 月 1 日時点の法定雇用率達成状況 % 過不足人数 人 4 現在の障がい者の仕事 (配属先/業務内容)			
支援企業等の課題、支援して欲しい内容等			
支援を行った内容			
今後の訪問予定 (決定している場合)			

☐求人票提出の有無

【 出張販売許可報告書 】

1 訪問日時	令和 年 月 日 ()	2 訪問者	
3 企業名		4 業種	
5 住所			
6 担当者		7 電話番号	
8 メールアドレス			
9 販売許可を得た内容	場所		
	時間帯		
	事業所で協力していただける内容		

第3号様式

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和7年度はじめての障がい者雇用支援事業業務委託について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

- 1 受託業務名
令和7年度はじめての障がい者雇用支援事業業務委託
- 2 契約金額
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 実施に要した経費の額
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
内訳は、別添「経費内訳表」のとおり。
- 4 契約の締結
令和 年 月 日（ ）
- 5 履行期限
令和 年 月 日（ ）
- 6 履行完了日
令和 年 月 日（ ）
- 7 実施報告
別添「企業等支援記録表」及び「出張販売許可報告書」のとおり実施しました。